

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年9月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900008号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1900008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月1日から同年11月1日まで

A社のB支社(C市)に昭和57年2月から営業として勤務し、同年4月に厚生年金保険に加入させてもらったにもかかわらず、請求期間の被保険者記録が無く、D営業所に異動した同年11月1日に被保険者資格を取得したことになっているので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が請求者と同日の昭和57年11月1日である同僚が、「私は、同日より前からA社B支社に勤務していたが、入社した具体的な時期は記憶していない。請求者は、私とほぼ同じ時期に入社したと思う。請求者が、B支社からD営業所に異動したことは記憶している。」旨陳述していることから、入社時期は特定できないものの、請求者が、少なくとも同日以前からA社(B支社又はD営業所)に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、「支社等で勤務する者の社会保険の事務は、E市の本社で行っていたが、営業職はすぐに辞める者が多かったため、3か月程度様子を見た上で、営業成績によって加入させるかどうかを決めていた。」旨陳述している上、A社に営業として勤務していたとする複数の同僚は、「厚生年金保険は入社後すぐには加入させてもらえず、しばらく勤務して営業成績が上がってから加入させてもらったと思う。」旨陳述していることから、A社では、営業職について、具体的な基準は不明であるが、厚生年金保険に加入させる時期を調整する取扱いをしていたと考えられる。

また、請求者が、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、請求期間の保険料控除について確認することができない。

さらに、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得年月日は、昭和57年11月1日となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。